



令和4(2022)年度入学生から BYOD による生徒1人1台端末を活用した 県立高校での「新しい学び」が始まります

BYOD (=Bring Your Own Device) とは？

個人が所有するタブレット端末等を学校で利用することです。令和4年度入学生から県立高校に入学するすべての生徒が対象です。持ち込んだ電子端末は校内のWi-Fiを利用して、授業や特別活動などさまざまな場面で活用します。

本校での活用方法は？

これまでの学習活動を「助ける」ためのツールとして活用します。情報収集、写真や動画による記録、資料・作品制作などでの活用を考えています。学校からの連絡プリントの一部を置き換えるほか、学びの記録をとることなども予定しています。

電子端末の準備

令和4年度本校入学生においては、県教育委員会の貸出機を利用することにより電子端末の準備に代え、授業で活用します（電子端末を入学時に購入することは必須ではありません）。電子端末の貸出の方法等の詳細については3月末の合格者説明会で連絡します。

BYOD 導入計画

▼学校での活用（貸出機等）について

入学後オリエンテーションを行い、さまざまな学習活動（授業、特別活動、課外活動など）で利用が始まります。

基本イメージ（卒業まで同じ貸出機を利用・学校の端末ロッカーで保管）

登校時（授業前）

貸出機を各自取り出して準備（教科書等他の教材と同様）

下校時（授業後）

貸出機を各自で返却・充電

※トラブル発生時に備えて、貸出機の利用にあたっては保険等への加入を考えており、その料金をご負担いただくことを予定しております（年額 1000 円程度）。

▼家庭での活用（個人のスマートフォン等）について

入学後保護者・生徒本人ともメール連絡網に登録いただくことで本校からの連絡を受けることができます。また、家庭での学習で利用を勧めることもあります。この場合、個人のスマートフォンの通信料等は各家庭負担になります。

電子端末利用についてのQ & A

(1) 貸出機ではなくスマートフォンは授業等で利用できないのか。

貸出機以外は校内のWi-Fiには接続できません。スマートフォンの利用については、本校の利用ルールに則って使用が許可される場合もあります（通信料等は各家庭負担）。

(2) 貸出機はどのように保管・充電するのか。

学校での個人管理が原則です。学校での利活用がスムーズにできるよう保管・充電の方法などの詳細については入学後に連絡します。取り扱いが不十分で使えなくなった、また充電ができず電源が入らないということがないようにしてください。

(3) 落下や紛失、故障などのトラブルが起きたらどうするのか。

保険等を利用する予定です（利用料金は各家庭負担）。トラブルの内容や貸出機の使用方法等により追加で自己負担金が発生することがあります。

保護者の皆様におかれましては、本校のBYOD導入の趣旨についてご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、本校担当者までお問い合わせください。